

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	立花証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第 110 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-13-14
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （Tel 0120-64-5005 フリーダイヤル）
資本金	66 億 9570 万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 23 年 4 月
連絡先	03-3669-3410 又はお取引のある支店にご連絡ください。

立花証券株式会社

リスクと手数料に関する書面

下記の内容は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの変動要因としては、主に「公社債の価格変動リスク」や「信用リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認ください。

当ファンドにかかる手数料等について

◆購入単位

（当初 1 口=1 円） 1 万口以上 1 万口単位

< 投資者が直接的に負担する費用 >

◆購入時手数料

購入時手数料はありません。

◆信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

◆換金時（解約）手数料

換金手数料は、受益権の取得日に応じて、次のとおりとします。

1. 受益者が 1962 年 4 月 20 日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口につき 27.5 円（税抜 25 円）
2. 受益者が 1962 年 4 月 21 日以降 2001 年 3 月 21 日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口につき 110 円（税抜 100 円）
3. 受益者が 2001 年 3 月 22 日以降 2002 年 3 月 20 日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口につき 27.5 円（税抜 25 円）
4. 受益者が 2002 年 3 月 21 日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口に

つき 110 円(税抜 100 円)以内 (実際に適用する金額は 1 万口につき 2.2 円 (税抜 2 円) とします。

換金手数料には、消費税が課されます。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

◆運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの元本総額 (元本の額 (1 万口当り 1 万円とします。)) に年 0.707%以内の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

その他の費用等、詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「手続・手数料等」に記載しておりますのでご確認ください。

立花証券株式会社

2019 10